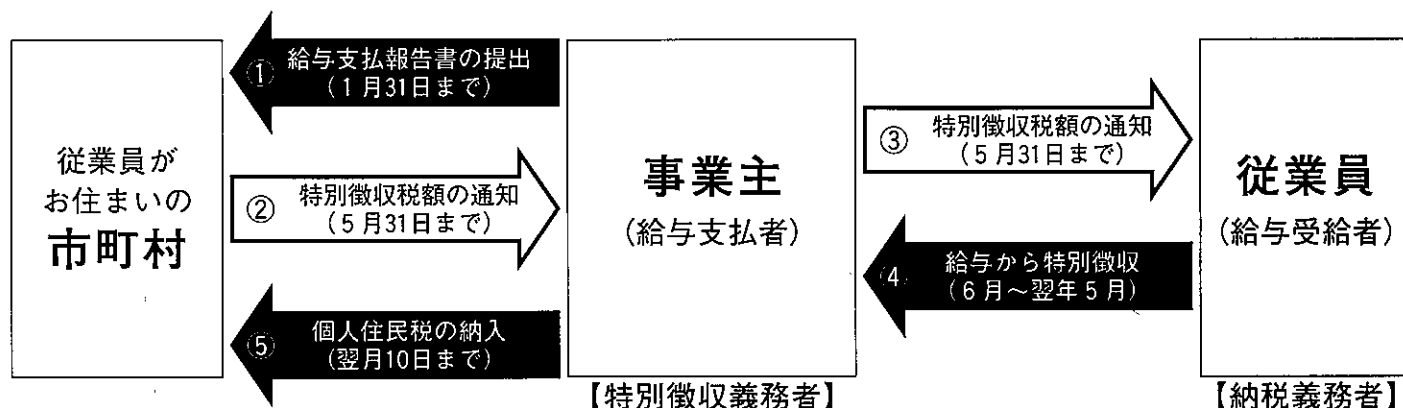


特別徴収とは

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。
【地方税法第321条の4 及び高石市市税条例第37条第1項により定められています。】



Q. すべての事業者が従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A. 給与の支払いをする際に、所得税を源泉徴収して国に納入する義務がある事業者の方は、原則、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

Q. 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A. 地方税法の規定により、各市町村は原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者を個人住民税の特別徴収義務者として指定することが定められています。法令改正等があったわけではなく、今までもこの要件に該当する事業者については、特別徴収していただく必要がありましたが、それが徹底されていませんでした。

Q. すべての従業員の個人住民税を特別徴収するのですか？

A. 前年中に支払いを受けており、かつ、当年度の初日(4月1日)において給与の支払いを受けている従業員は、原則として、特別徴収していただく必要があります。

※次の場合は特別徴収する必要はありません。

- (a) 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- (b) 給与が少なく、個人住民税・森林環境税を特別徴収しきれない者
- (c) 給与の支払期間が不定期(給与の支払いが毎月でない)
- (d) 他から支給される給与から個人住民税・森林環境税を特別徴収される者(乙欄適用者)

Q. 2カ所以上の事業所に勤務する従業員はどちらから特別徴収されますか？

A. 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収義務者として指定されます。
※前年度実績により指定する場合があります。

Q. 給与支払報告書を提出した後に従業員が退職しました。どのような手続きが必要ですか？

A. 給与支払報告書を提出した後に従業員が退職した場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。様式は高石市ホームページにも掲示しておりますのでご活用ください。

Q. 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A. 事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収しないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解とご協力をお願いいたします。
なお、所得税とは違い、税額の計算や年末調整がありません。所得税における源泉徴収や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境のひとつとしてご理解をお願いします。

Q. 源泉所得税のように、納期の特例はありますか？

A. 個人住民税についても納期の特例があります。給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の特別徴収義務者に限り、申請により承認を受けた場合は納期を年12回から年2回とすることができます。詳しくは税務課納税管理係までお問い合わせください。